



幼児保育の

進む道

山下 俊郎

現在、わが国の幼児は、二様の制度による保育施設によって保育されている。いうまでもなく、学校教育法による幼稚園と児童福祉法による保育所の兩種の施設である。もちろん、両者は制度の上では、年令的にいって違いがある。幼稚園は三才から就学の始期にいたるまでの幼児のための保育施設であり、保育所は乳児から学童にいたるまでの年令の巾をを持った子ども達のための保育施設である。しかし、現実の状態では、三才から就学にいたるまでの幼児を大部分の施設が保育しており、しかも五才児が最もよく、四才児がこれに次

ぎ、三才児がさらに少ないというのが、幼稚園でも保育所でも一般的に認められる状態である。したがって、兩種の施設が事実上は、全く同じ年令層の幼児を対象としているというのが現実である。

現在、幼児保育の制度的な問題が、大きな問題として取りあげられるようになってきているのは、このような保育施設の現実の姿にその出発点をおいているのである。保育という営みが、幼児の生活の面倒をみるということから出発し、しかもこの幼児たちが生活するところ、つねに成長があると

するならば、その成長を見守って、よりよい成長をとげさせるようにするところには保育の究極のねらいが置かれなければならぬことはいうまでもない。このことは、保育の営みは教育の営みなのであるから、幼稚園でも保育所でも、すべて教育という立場からすべての問題が考えられなければならないことを示すものである。このような考え方に立つたぎり幼稚園の保育も保育所の保育も、ひとしく日本の幼児の保育という教育的立場に立って考えられなければならないのである。そして、教育として考える、教育の立場に立って考えるという考え方をこのように一本に貫いてゆくと、幼稚園と保育所という二元の制度が問題になってくる。

わたくし達がこの二元性を問題にするようになったのは、すでにかなり古いところにその起りがある。第二次世界大戦の敗戦の結果として、なごらく問題とされていながら制度的には発足していなかった保育所が児童福祉法の制定によって制度的基礎を持つようになったのであるが、これはいわばこの二元性問題に目をつむってしまったから、(というよりもそうさせられたから)といった方がよろしいかも知れない)できた

のである。大正十五年の幼稚園令制定の頃から、これに対立して託児所令(のちには保育所令)と呼ぶべき法令を制定すべきであるという声が一方には高かった。そしてその主張も一方では長い間続けられてきていた。しかし、これが実現にいたらなかったのは、やはり一面にこの二元化に対する抵抗があったからであろうと考えられる。しかも、この面に目をつむっていたから、児童福祉法による保育所ができたわけである。

このようにみると、幼稚園と保育所の二元性の検討の問題は、学校教育法および児童福祉法の制定の当時に、本来は解決されるべきであったものが、そのままにふれられず目をつむって通ってきた問題であり、いつかは検討されるべき問題が、放置されていたものであるといつてよい。保育関係者の間では、この問題は、ながい間の大きな問題であったことは、誰でも幼児保育に関係を持つほどの人ならば、知っているとところである。ところが、現在この問題がようやく保育関係者以外の広い舞台で取りあげられるようになってきた。

昨年の秋、参議院の文教、厚生委員会で幼稚園と保育所と

の問題が論議されるようになり、その発端は社会党から口火が切られた由であるが、自民党も、また民社党も一斉に保育政策の問題をとりあげるようになった。

自民党の保育対策は、保育所の問題に重点がおかれているようである。保育に欠ける児童はいつでも保育所に入れるようにする。また保育者が安定して保育できるような条件を作る。公立と私立の保育所間の格差をなくする。私立保育所を大いに助長するといったようなことがうたわれており、そのために党内に保育制度調査会を作るとを宣言しており、実際に、日教組や日私幼の代表者や保育所の代表者に集まってもらって調査会が発足しているようである。そして、自民党は厚生省に保育の検討のための特別調査会を設けることを希望しているが、このことはすでに実現し、発足している。

社会党の保育対策は、とくに要措置児童対策というような狭い立場でなく、子どもの全体の生活を高めるといふいわば教育的立場を強調しており、保育の責任は国が負うべきであると主張する。そして、保育所の充実、保育者の地位の向上

を主張して、とくに幼稚園と保育所とを一本化することを主張している。

いまここには、自民、社会両党の主張のごく大まかな輪郭をかかげてみただけであるが、参議員議員の選挙を七月に控えていたためのジュエスチャーでなければ幸である。いま選挙が終ってしまったのであるが、この後、各政党がどのような動きをしてくるか、わたくし達は大きな期待をよせているものである。

× × ×

幼稚園と保育所の関連の問題は、解決さるべくしてなかなか解決されない問題である。しかし、必ず解決されなければならない問題である。すでにさきに述べたように、当然早く解決されているべきはずの問題を、未解決のまま今日にもち来たらしたという感じが深い。しかも、今日までもち来たらしたところに解決を困難にしまったようないろいろな事情が伏在していることも感じられるのである。

この問題を徹底的に解決するためには、これにからまっているいろいろの問題を解きほぐして、整然とした形にまとめなければならぬ。また、時間をかけて、順々に一つずつ漸進的に解決していかなければならない問題もある。

幼稚園と保育所とを一元化するという場合、これを形の上で最もすっきりした形で解決する道は、幼児教育を義務教育にすることであろう。しかし、現学制でいう就学前一年間を義務教育にするか、二年間をするか、あるいは三年間をするか、これはそうにわかには結論は出てこない。この問題は単に幼児教育のみでなくて、小学校の教育制度の改変までも含むからである。また、かりに就学前一年なり二年なりを義務教育にするとしても、現在幼稚園の三分の二を占めているのが私立幼稚園である。保育所でも半数は私立である。これらをどのようにするかは行政的技術にまつのであろうが、なかなかむずかしい問題である。また、いわゆる保育に欠けている幼児を、幼稚園の保育時間以後にどのように扱うか、これも考えなければならぬ問題である。また、幼稚園教諭養成の問題、保母養成の問題、これもどちらもある面で

はかなりいい加減に扱われてきている面もある。

またそのほか、いろいろの問題がたくさん関連している。現在、幼稚園に関しては幼稚園教育要領の改訂の作業が文部省に設けられた委員会の手で進行中である。また、問題の種類となった幼稚園設置基準は、ついにその猶予期間を五年間のばした。保育所に関しては、さきに述べたように、厚生省で保育制度特別部会を中央児童福祉審議会に設けて、すでに審議を重ねており、保母試験 保母養成課程についても検討を重ねているところである。願わくば、この際、すべての面にわたってわが国の幼児保育の姿が、すっきりとした形で、より大きい幸せを幼児の上にもたらすように改善されることを望みたい。そして、そのために、保育者諸姉も熱心にその実際から生み出した見識と力を以て、広く呼びかけ、また働いていただきたいと願うものである。

(一九六二・七・三二)

× ×

× × × ×